

特別管理産業廃棄物・有害廃棄物の処理

顧客からの多様な要望に対応

保管者に処理責任が課せられている低濃度PCB廃棄物や都市部の再開発などで発生量が増えている汚染土壌、廃棄物の処理過程で発生する焼却灰などの特別管理産業廃棄物または有害廃棄物は、近年受け入れ可能な事業者が増えている。顧客からの多様な要望に対応していくため、施設の敷地だけでなく処理の高度化や能力の増強などへの投資も活発になっている。

低濃度PCB廃棄物(る)している。については廃棄物処理 汚染土壌については法(第15条の4の4)は、土壌汚染対策法(第1項)に基づく無害 基づく許可(汚染土壌処理認定(環境大臣 処理業許可)を取得すること)や都道府県知事 することによって(場合によっては)の許可を受けること 産業廃棄物処分業など 今年7月11日時点で38 の許可も必要になる。 施設が認定・許可を取 汚染土壌処理業許可 得(施設によって扱え を取得しているのは今 年6月30日時点で11

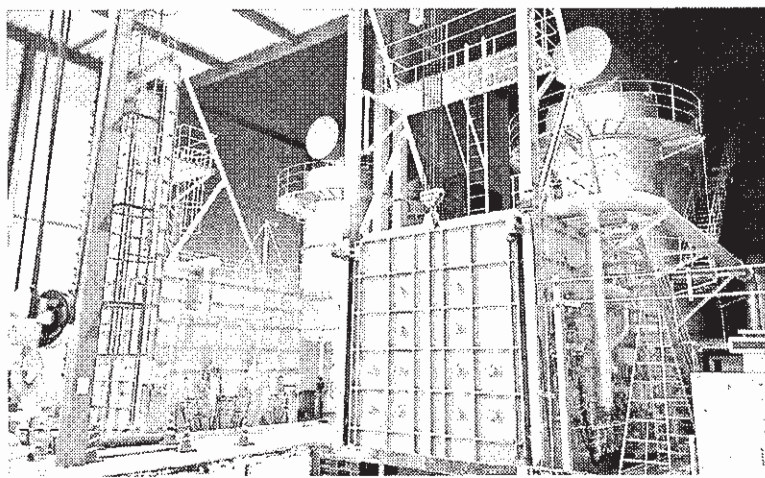
0件(施設ごと)で扱えるものや処理手法は異なる)に上っている。

近年、東京五輪の関連工事や都市再開発などで発生量が増え、その処理についても需要が高まっている。

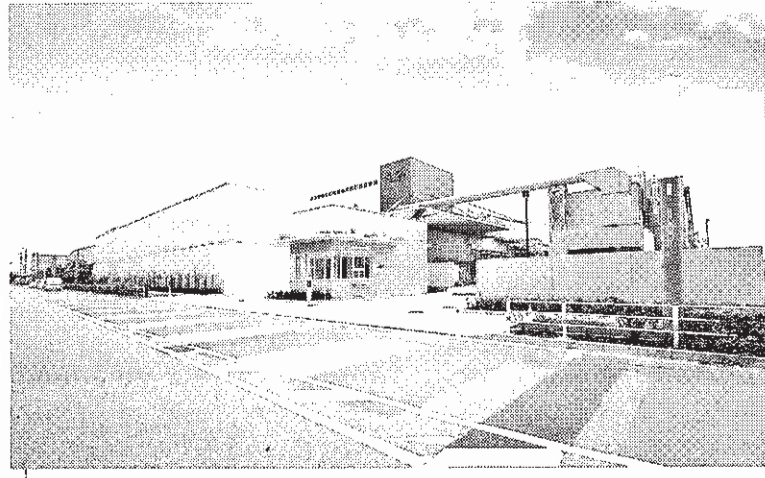
焼却灰は主に管理型処分場で受け入れが行われているが、飛灰はいじんに多く含有する重金属などを取り除き、リサイクルする施設もある。

リサイクル後は人工砂や砕石として、道路工事や防壁、太陽光発電施設の防草材などに幅広く活用されている。処分場の整備が困難な地域での需要は高い。

受入可能な施設が増える



低濃度PCB廃棄物専用固定床炉 (群桐エココ)



施設は屋内式となっている (S.P.E.C.)

主、飛灰が主で、一部、産業廃棄物の燃えがら、ばいじんとなる。

既存炉(E.M1、E.M2)では、昨年の処理量が一般廃棄物で6万6487ト/年、産業廃棄物で7682ト/年となりフル稼働状態が続いている。3炉体制に移行することで拡大する需要に対応し、より安定的な受け入れを実現する。

群桐エココ 3炉体制で受入量を拡大へ

低濃度PCB廃棄物を処理

群桐グループの群桐エココは今年、低濃度PCB廃棄物の処理事業についてロータリーキルン式焼却溶融炉(1号炉)と低濃度PCB廃棄物専用固定床炉(2・3号炉)の3炉体制を確立した。昨年度は低濃度PCB廃融メタルや建設資材油や汚染物などを合計約3000ト受け入れ、今年度は約6000トの受入量を目指す。

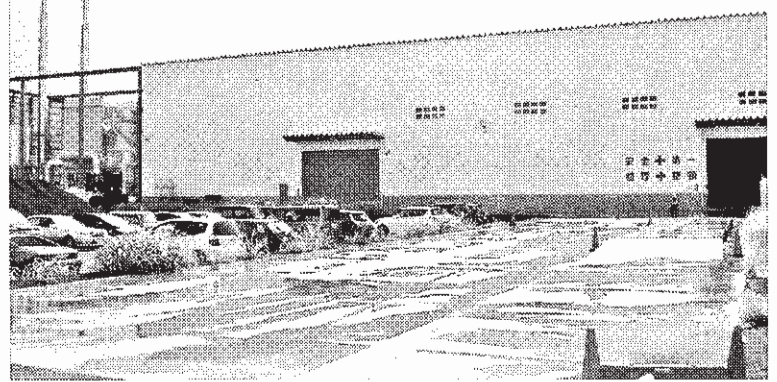
1号炉では、低濃度含有汚染物・処理物(汚泥や木くずなど)が36ト/日となっていた。2・3号炉では、低濃度PCBに汚染された廃油や廃電気機器(最大荷重30ト)を新たに導入した。低濃度PCB廃油が8・4ト/日、低濃度PCB含有汚染物・処理物(廃電気機器など)が42ト/日となっている。

2・3号炉の特徴は、最大の処理可能サイズが横幅3・4×高さ3・2×奥行5.5mと、大型の搬入物でもそのまま処理ができることだ。

営業面では、グループの群桐産業が総合窓口となっており、収集・前処理施設が併設してあり、受け入れ施設では、事前に顧客から処理まで一貫したサービスを提供していることが強みとなっている。

等を使うエコラック(溶融スラグ)等、各(資材として活用されておき、100%リサイクルされている。特にエコラックは、昨年

度4万9372ト(発(各生相当量)を販売して、△太陽光発電施設の敷き均し材▽駐車場の路盤材▽防災公園の路盤材▽透水性景観舗装資材用路盤材―など幅広く活用されている。資材としての品質を確保するため、受け入れた廃棄物を処理する段階で配合を調整している。有害物質の含有量・溶出量は基準値を大幅に下回っている。



専用炉には前処理施設等の建屋が併設されている (群桐エココ)